博物館部会において議論いただきたい事項

1. 博物館部会における検討の観点

- (1) 前回の博物館法改正(H20年)のフォローアップと、それを踏まえた課題の整理
- (2) ICOM 京都大会を契機として議論すべき課題の整理
- (3) その他博物館の振興施策に関する審議
- → これらの課題整理を受けて、さらに、どのような政策が必要か、具体的な 議論が必要。

2. 現在の法令上の整理

(下線部が近年の法改正による追加)

博物館法

(博物館の定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学 等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育 的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション 等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究 をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法による図 書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、 宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法 第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除 く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

(公立博物館の所管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会<u>(地</u>方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあっては、当該地方公共団体の長。第21条において同じ。)の所管に属する。

文部科学省設置法

(文化庁の任務)

第18条 文化庁は、文化の振興<u>その他の文化に関する施策の総合的な推進並び</u> <u>に</u>国際文化交流の振興<u>及び博物館による社会教育の振興</u>を図るとともに、宗教 に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

【ポイント】

- 〇 博物館の定義は従来と変わらない。
- 教育委員会の所管である公立博物館について、社会教育の適切な実施の 確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により 首長部局へ移管することが可能となった。
- O 文化庁が、博物館による文化の振興に加えて、博物館による社会教育の 振興を図ることとなった。また、文化に関する施策の総合的な推進を担 うこととなった。
- 3. 博物館に期待される役割(社会教育·文化に係る取組を充実しつつ、多くの人に親しまれる魅力ある博物館づくり)
 - (1) 子供たちや地域住民への学習機会の提供、収蔵品の収集・保存・調査等の 着実な取組など、社会教育施設・文化施設としての役割の一層の充実。
 - (2) ストーリー性ある充実した展示により、国内外を問わず、一人でも多くの人々に、我が国・地域の多様な文化・歴史・風土の理解の促進。
 - (3) 地域活性化・まちづくりの拠点としての博物館が、各地域の文化と経済の 好循環創出にも寄与。
 - 〇これらに関して、博物館の多様性を踏まえた配慮

【博物館の種類別】

(単位:館)

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設	
計	914	373	4,457	
総合博物館	132	23	318	
科学博物館	68	36	351	
歴史博物館	330	140	2,861	
美術博物館	359	94	616	
野外博物館	10	6	91	
動物園	5	29	59	
植物園	2	9	102	
動植物園	_	6	16	
水族館	8	30	43	

文部科学省「社会教育調査平成30年度(中間報告)」

【博物館の年間入館者数別】

(単位:%)

		5千-	1万-	3 万-	5 万-	10 万-	20 万-	30 万-	50 万-	100	無回答
	-5 千	1万	3万	5万	10万	20 万	30万	50 万	100万	万-	
計	25.3	13.6	23.3	8.5	9.6	8.0	3.3	2.5	1.8	1.0	3.2
総合	10.1	8.3	28.4	12.8	20.2	9.2	2.8	2.8	1.8	0.0	3.7
郷土	47.7	15.8	23.5	4.9	3.5	1.8	0.4	0.0	0.0	0.0	2.5
美術	17.8	12.7	23.7	9.5	12.7	9.5	4.4	2.7	1.7	0.8	4.4
歴史	30.5	16.4	25.4	8.2	7.9	5.8	1.2	1.0	0.3	0.6	2.6
自然史	15.2	15.2	22.8	13.0	12.0	8.7	2.2	3.3	2.2	1.1	4.3
理工	1.9	4.9	14.6	14.6	19.4	22.3	12.6	4.9	3.9	1.0	0.0
動物園	0.0	0.0	4.7	0.0	2.3	20.9	18.6	25.6	20.9	7.0	0.0
水族館	1.9	0.0	3.8	3.8	9.4	15.1	17.0	13.2	13.2	15.1	7.5
植物園	7.5	5.0	22.5	10.0	10.0	20.0	10.0	2.5	5.0	0.0	7.5
動水植	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	25.0	0.0	16.7	25.0	0.0	16.7

日本博物館協会「日本の博物館総合調査報告書平成 29 年 3 月」

4. 検討を要する事項(案)

(1) 博物館に関すること

- ・制度面(登録制度など)
- 運営面
- ・収蔵や展示
- · SDGs など博物館に関する社会的課題
- ・アーカイブ整備とそうした情報の発信

(2) 博物館に関する人材に関すること

- ・館長
- ・学芸員
- その他の人材(多様な人材と求められるスキル)
- ・それぞれに関し、養成・採用・研修・処遇について、魅力ある職種と なる観点からの検討

(3) 博物館への来館者に関すること

- 地域住民
- ・子供、高齢者、障害のある方
- ・観光客
- ・海外から来る者

(4) 博物館と他セクターとの関わり

- 自治体、NPO
- 教育機関
- 企業、観光関係
- その他

4. 今後の方向性

- (1) 博物館の制度と運営に関する幅広い課題は、一定の期間をかけて整理・検討してはどうか。
- (2) 博物館の振興施策は、今日的な課題も踏まえながら整理・対応することが 期待されており、そのうち観光・まちづくりとの連携施策について機動的 な体制も整えて集中的に検討してはどうか。